

## 社会福祉法人紫雲会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫雲会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が、理事会並びに評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払う。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び交通費は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて当法人業務及び当法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払う。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて当法人業務及び当法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が当法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払う。

(委員会等の報酬)

第6条 理事長が出席を求めた者が、当法人の設置する委員会等に出席したときは、別表3により報酬及び交通費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が、当法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程を適用する。

(適用除外)

第8条 当法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	日額 8,000円	実費
評議員会出席報酬等	日額 8,000円	

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事長報酬等	月額 100,000円	—
理事及び評議員業務報酬等	日額 8,000円	実費
監事報酬等	日額 8,000円	

別表 3 (第 6 条関係)

名 称	報 酬	交通費
報酬等	日額 8,000円	実費